

# 鳥取縣公報

縣令

## 鳥取縣令第五十九號

町村長其ノ他ノ者ヨリ知事ニ提出スル文書ノ取扱ニ關スル件左ノ  
通定ム

昭和十七年七月十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第一條 町村長其ノ他ノ者ヨリ知事ニ提出スル文書ハ左ニ掲グル

モノヲ除クノ外所轄地方事務所ニ差出スベシ

一 町村制及之ニ伴フ命令訓令通牒等ニヨルモノ

二 地方税法分與税法及之ニ伴フ命令訓令通牒等ニヨルモノノニ

シテ町村税ニ關スルモノ

三 許可認可等行政事務處理簡捷令第二條及第三條ニ該當スル

モノ

四 法律命令ニ依リ特ニ經由應ヲ定メラレタルモノ

五 其ノ他別段ノ定アルモノ

昭和十七年七月十日  
號 外

金 曜 日

第二條 知事ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前條各號ノ文書ト雖

モ所轄地方事務所ニ提出セシムルコトアルベシ

附 則

本令ハ昭和十七年七月十日ヨリ之ヲ施行ス

本書ノ大キサハ國定規格A5判

鳥取縣公報

毎週 曜日發行

(休日ニ當ル  
時ハ翌日)

昭和十七年七月十日  
外

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

一